平成２４年（フ）第１１２５号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目１番２―308号ハイツにしわだに
債務者　小舟　順子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
大阪府高石市東羽衣３丁目12番19号
債務者　ココムベーカリーこと　太田　靖夫
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
大阪府柏原市平野１丁目３番５―601号　アルテール柏原
債務者　和氣　克昌
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
堺市堺区戎之町東１丁１番22―302号
債務者　江島　美幸
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
大阪府羽曳野市誉田３丁目18番15号
債務者　石川　清治
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目９番１―413号
債務者　中田　眞一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
北海道空知郡南幌町元町４丁目５番４号
債務者　斉藤　町子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３４号
北海道夕張郡長沼町東２線北15番地
債務者　菊池　健二
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３７号
北海道岩見沢市１条東16丁目43番地　山栄ハイツ201
債務者　岩谷こず美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２０８号
神奈川県南足柄市塚原2472番地、前住所神奈川県小田原市田島159番地の１　トムアンドジェリー103号
債務者　瀧本千恵美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９号
新潟県上越市中郷区市屋27番地２
債務者　内田　貴生（旧姓新山）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２５号
新潟県糸魚川市大字市振836番地１
債務者　井上　清隆
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２８号
新潟県上越市寺町３丁目６番35号
債務者　熊倉　智博
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２９号
新潟県妙高市大字関川680番地、住民票上の住所新潟県妙高市大字上馬場1487番地
債務者　片桐　祐子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３４号
新潟県上越市大字土橋1589番地２　プリムローズＢ棟206号
債務者　柄澤　洋志
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６４号
香川県高松市西春日町1407番地県住29―102
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係